

平成 27 年

第 4 回市議会定例会 議案第 14 号

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部改正に
ついて

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成 27 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例の一部を改正
する条例

函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（平成 4 年函館市条例第
43 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 焼却処分手数料の項および埋立処分手数料の項中「100キ
ログラムまでごとに 320 円」を「10キログラムまでごとに 94 円」
に、「100キログラムまでごとに 240 円」を「10キログラムまで
ごとに 24 円」に改める。

別表第 2 焼却工場使用料の項中「100キログラムまでごとに 1,140
円」を「10キログラムまでごとに 141 円」に改め、同表埋立処分場
使用料の項中「100キログラムまでごとに 690 円」を「10キログ
ラムまでごとに 163 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（以下「改正
後の条例」という。）の規定（次項および附則第 4 項の規定により読
み替えて適用する場合を含む。）は、この条例の施行の日（以下「施
行日」という。）以後の廃棄物の搬入に係る一般廃棄物処理手数料お

よび産業廃棄物の処理に係る使用料について適用し、施行日前の廃棄物の搬入に係る一般廃棄物処理手数料および産業廃棄物の処理に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 施行日から平成29年3月31日までの間は、改正後の条例別表第1焼却処分手数料の項および埋立処分手数料の項中「94円」とあるのは「52円」と、改正後の条例別表第2焼却工場使用料の項中「141円」とあるのは「123円」と、同表埋立処分場使用料の項中「163円」とあるのは「100円」とする。
- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の条例別表第1焼却処分手数料の項および埋立処分手数料の項中「94円」とあるのは「73円」と、改正後の条例別表第2焼却工場使用料の項中「141円」とあるのは「132円」と、同表埋立処分場使用料の項中「163円」とあるのは「132円」とする。
- 5 施行日以後における一般廃棄物処理券（施行日前に函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例（以下「廃棄物処理条例」という。）別表第1焼却処分手数料の項（事業活動に伴って生ずる一般廃棄物に係る部分に限る。）または埋立処分手数料の項（事業活動に伴って生ずる一般廃棄物に係る部分に限る。）に係る改正前の廃棄物処理条例に基づき算定された一般廃棄物処理手数料をあらかじめ納入した者に当該一般廃棄物処理手数料の納入により交付された一般廃棄物処理券をいう。以下同じ。）については、券面に表示された一般廃棄物の重量にかかわらず、搬入する一般廃棄物の焼却処分または埋立処分に係る改正後の条例の規定に基づき算定された一般廃棄物処理手数料の額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下「改正後手数料額」という。）が346円に使用する一般廃棄物処理券の枚数を乗じて得た額（以下「処理券額」という。）以下となる場合は、当該枚数の一般廃棄物処理券を提出することにより一般廃棄物を搬入することができ、改正後手数料額が処理券額を超える場合は、その差額を加算して当該枚数の一般廃棄物処理券を提出することにより一般廃棄物を搬入することができる。

6 施行日以後における埋立処分場使用券（施行日前に廃棄物処理条例別表第2埋立処分場使用料の項（函館市七五郎沢廃棄物最終処分場，函館市恵山廃棄物最終処分場または函館市南茅部廃棄物最終処分場に搬入された産業廃棄物に係る部分に限る。）に係る改正前の廃棄物処理条例に基づき算定された産業廃棄物の処理に係る使用料をあらかじめ納入した者に当該産業廃棄物の処理に係る使用料の納入により交付された埋立処分場使用券をいう。以下同じ。）については，券面に表示された産業廃棄物の重量にかかわらず，搬入する産業廃棄物の埋立処分に係る改正後の条例の規定に基づき算定された産業廃棄物の処理に係る使用料の額（その額に1円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。以下「改正後使用料額」という。）が746円に使用する埋立処分場使用券の枚数を乗じて得た額（以下「使用券額」という。）以下となる場合は，当該枚数の埋立処分場使用券を提出することにより産業廃棄物を搬入することができ，改正後使用料額が使用券額を超える場合は，その差額を加算して当該枚数の埋立処分場使用券を提出することにより産業廃棄物を搬入することができる。

（提案理由）

焼却処分手数料，埋立処分手数料，焼却工場使用料および埋立処分場使用料を改定するため